徳島県情報公開審査会答申第82号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は, 妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

異議申立人は、徳島県情報公開条例(平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」 という。)第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事(以下「実施機関」という。)に 対し、次の公文書公開請求を行った。

- (1) 「介護保険指導室 ○○のダニの件 国保連合会から県へもうしでしてからどのようなたいしょしたかの一式の書類」(平成20年8月28日付け。以下「本件請求①」という。)
- (2) 「介護保険指導室 19年度の秋に〇〇いんないかんせんのだにのことをどのようにたいおうしたかの一式書類」(平成20年9月8日付け。以下「本件請求②」という。)
- (3) 「知事と保健ふくし部長に文章だし返事くれがない理由」(平成20年10月7日付け。以下「本件請求③」という。)

2 実施機関の決定

実施機関は、対象公文書が不存在であることを理由に、本件請求①に対して公文書公開請求拒否決定処分(以下「本件処分①」という。)を、本件請求②に対しても同処分(以下「本件処分②」という。)を行い、異議申立人に通知した。

また、本件請求③に対しては、当該公文書の存否を答えること自体が、特定の個人を識別することとなり、条例第8条第1号の非公開情報を公開することとなることを理由に、存否の応答を拒否する公文書公開請求拒否決定処分(以下「本件処分③」という。)を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成20年10月29日, 異議申立人は,本件処分①,本件処分②及び本件処分③ を不服として,行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき, 実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成20年12月9日,実施機関は,徳島県情報公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して,当該異議申立てにつき諮問(以下「本件事案」という。)を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は,異議申立てに係る処分を取り消す決定を求める,というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

文書が無いということはない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 本件処分①について

そもそも「国民健康保険連合会から県に対する申し出」が存在せず, したがって, 異議申立人が請求する「どのようにたいしょしたか一式の書類」は存在しない。

2 本件処分②について

当庁は、異議申立人がいう「平成19年度秋 ○○いんないかんせんのだに」なる ものについては不知であり、したがって、異議申立人が請求する「どのようにたいしょしたか一式の書類」は存在しない。

3 本件処分③について

本件請求③については、「知事と保健ふくし部長に文章を出し」とあるが、当該公文書の存否を答えること自体が、特定の個人を識別することとなり、条例第8条第1号の非公開情報を公開することとなる。このことから、公文書の存否を答えることができない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分①の妥当性について

介護保険法第176条第2項第3号により、国民健康保険団体連合会は、「介護保険事業の円滑な運営に資する事業」を行うことができると定められている。

この規定に基づき、徳島県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)は、介護保健制度における苦情処理業務を行っている。

具体的には、受け付けた苦情内容について、サービス事業者や居宅介護支援事業者

に対し、調査、指導、助言を行い、報告を徴するなどの業務を行うこととなる。

しかしながら、現行制度上、国保連合会が行った苦情処理について、その内容や顛末等を地方公共団体に報告することは義務付けられていない。このことは、本県においても同様である。

したがって、異議申立人が主張するところの「国民健康保険連合会から県に対する申し出」がそもそも存在しないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点はなく、これに関する「どのようにたいしょしたか一式の書類」が存在しないとしても、何ら不自然・不合理なところはない。

2 本件処分②の妥当性について

異議申立人が主張するところの「平成19年度秋 ○○いんないかんせんのだに」 について、実施機関は、そのような事実についてはそもそも不知であると説明しており、異議申立人からも当該説明を覆する事実の主張や証拠の提出もなされていない。

仮に、実施機関が「平成19年度秋 ○○いんないかんせんのだに」について認識していたとしても、実施機関が保有する介護老人保健施設○○(以下「本件施設」という。)への指導に関連する文書、すなわち、異議申立人が別途実施機関に対して条例に基づく公文書公開請求を行い公開を受けた公文書である「介護老人保健施設等実地指導結果復命書」及び「実地指導是正事項について」を見る限り、「平成19年度秋 ○○いんないかんせんのだに」について確認し指導等を行った事実が伺えるような記載内容は見当たらず、これらの文書は、「どのようにたいしょしたか一式の書類」に該当しないものである。

また、当審査会の調査の結果、実地指導とは別に、「平成19年度秋 ○○いんないかんせんのだに」について何らかの対応を行った事実はなく、それに関する公文書も作成されていないものと認められた。

したがって、本件請求にかかる公文書が存在しないとしても、不自然・不合理な点があるとは認められない。

3 本件処分③の妥当性について

特定の者が、知事や県保健福祉部長に対して何らかの申出書を提出した、又は提出しなかったという事実は、それ自体、特定の個人を識別することができる情報であり、 条例第8条第1号に該当し非公開となる情報である。

本件請求③は、異議申立人が提出したらしき知事等あての何らかの申出書に対する返事を出さない理由を記載した公文書の公開を求めているものである。

しかしながら、仮に本件請求③に係る対象公文書が存在するとしても、部分公開又は非公開の決定を行った場合、異議申立人からそのような申出書の提出があったという事実が公にされることとなる。逆に、対象公文書が存在しないとしても、文書不存在を理由とする請求拒否決定を行った場合、異議申立人からそのような申出書の提出がなかったという事実が公にされることとなる。

そうすると、上記のいずれの決定を行った場合にも、当該申出書の提出の有無という事実が公にされることとなるため、実施機関としては、対象公文書の存否の応答を 拒否せざるを得ない。

したがって,対象公文書の存否の応答を拒否することとした実施機関の判断に,不 自然・不合理な点はない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の 結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成20年12月 9日	諮問
平成21年 1月16日	実施機関からの理由説明書を受理
7月24日	審議(第68回審査会)
8月25日	異議申立人からの口頭意見陳述、審議 (第69回審査会)
9月17日	審議(第70回審査会)